

令和5年度第3回滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会 議事概要

1. 開催日時

令和5年(2023年)11月22日(木) 15:30~17:00

2. 開催場所

滋賀県危機管理センター1階 会議室3、4

3. 出席委員

秋山委員、大塚委員、嶋野委員、高村委員、竹村委員、田中委員、濱田委員
(50音順)

※全委員10名：会場出席4名、Web出席3名、欠席3名

4. 議事概要(発言要旨)

(資料2)「令和4年度滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画関連事業の実施状況
(案)について」に関して事務局より説明

【委員】

CO₂の削減ということで、非常に多岐にわたる内容である。全体に計画の柱が8本あり、それぞれについて2030年度の目標に向けての指標があり、それに向けての実績の状況を説明して頂いた。内容については非常によく理解できた。

そのうえで、CO₂ネットゼロの目標というのが、2013年をベースラインとして、2030年度に50%の削減、そして最終的なゴールとして2050年にネットゼロを実現という、そのゴールは非常に明確である。そこに到達するためにはCO₂は非常に排出するところが多岐にわたるものであり、削減を積み上げていくためには明確なゴールを設定してそれに向けて具体的なアクションプランを立てていくことが、非常に大事と考える。

その観点で考えると、現在の目標と指標は非常に明確なものである一方、非常に抽象的なものでもある。EV充電器の数や新車販売で占める次世代自動車の割合など明確な数字があるが、それを達成するとどれだけCO₂の削減に貢献するか十分に把握しているか。ここに書いている事をすべて達成しても、目標がクリアされない気がする。企業に対して温室

効果ガス排出削減するために、どういふことをしてほしいか、もう少し明確にする必要があると考える。

最近 MLGs の関連で県内の中規模、大規模な事業所にアンケートをとった。企業に対して緑地に関する調査であったが、緑地よりも地球温暖化の対策に関心を持つ企業が非常に多かった。そして、地球温暖化の対策について具体的に何をやっていいかわからないという意見や、公的なサポートがない等、回答する企業が非常に多かった。

その観点で言うと、スライド 13 の表彰制度についてはとても大事であると思うが、企業が大事にしているのは社会からどう見られているか、CSR の観点であり県に褒められることではない。県の表彰制度は表彰してホームページで公開し、終わりであることが多い。一般の社会や取引先はあまり表彰制度を認知していないことから、企業が CSR として CO₂ の削減というものを重要視しており、それを県がどうサポートするか考えると、表彰することは結構であるが、それが社会にしっかり認知されるような取り組みが大事である。

対策指標 5 の「革新的なイノベーションの創出」であるが、その県の産業構造、競争力を高めながら CO₂ を削減する、非常に大事な柱であると思うが、新たな事業の立ち上げ等、数値として、もっと有効性のあるものが指標としてあると思う。

対策指標 6 の「CO₂ ネットゼロにつながる取組を行っている」と回答する県民の割合であるが、何か一つでもやっていればイエスと答えるアンケートであり、90%程度になるのはある意味理解できる。しかし、本当に意味のある指標であるか、検討が必要である。

対策指標 7 の「気候変動リスクへの備えができている」という県民の割合っていうのも同様であるが、一般的にアンケートに回答する層は意識の高い人が多い印象があり、その点も踏まえて、その調査の方法や、質問の内容をもう少し考えてもいいのではないかと考える。

例えば、地域特許の申請件数、承認件数、ベンチャーキャピタルの投資額、スタートアップの数、生存率等、実効性のある指標をとった方が、それが CO₂ の削減に繋がっているかどうか見られるようになるのではないかと考える。

【事務局】

県でも表彰してホームページ載せるだけでは、各企業のモチベーションも上がっていかないと考えており、この表彰をきっかけにいろいろな手法を使ってPRするような取り組みを検討しているところである。

企業だけではなく、地域団体も含めて表彰を行っており、この地域団体の活動については地球温暖化防止活動推進センターで継続して支援を実施しているところである。

推進計画は長期計画であることから、中間見直しをやる必要があると考えており、数値目標の見直しを含め、今いただいた意見を参考にして検討していかねばならないと考えている。

産業構造の転換についても、この審議会として関わっていくべきという意見もあったが、その議論は当然この計画策定した当時にもあり、新たな価値を生み出し競争力のある産業の創出という柱を作った経緯がある。その中で滋賀県としても、ここにあるような近未来技術に繋がるような視点も大事にしていきたい。

【委員】

民間企業の活動のところで、企業の方にも何か努力目標のようなものを、ある程度課して企業から協力いただくことは大事だと思っている。企業を表彰することについて私は大切と思っており、非常に励みになることから、是非続けていただきたい。それと同時に進捗が全く見える化できていない企業様に更にやってもらおう工夫等、進捗によっては令和7年度頃に見直しをかける話であったことから、その時に企業へどのようにアプローチするか、考え直してもいいかと思った。

もう一つが啓発というものは数値化するのが難しいが、やはり一人一人の意識改革は非常に大切であり、是非継続してほしい。18歳から34歳までのその若い方のスコアが前回に比べて落ちたのが、もし何か理由があるのか、何かアクションに繋がる可能性がある場合は教えていただきたい。

【事務局】

一つ目の企業の努力目標をどう評価していくかについて、表彰制度は継続で問題ないが、逆にできていないところについて罰則的なものを課していくことは非常に難しいと考えている。すぐに回答は難しいため、今後の検討という形にさせていただきたい。

県民への意識改革として、令和5年度の世論調査について年代別に見た場合に、18歳から34歳では、上の年代と比べると、それぞれの取り組み項目が全般的に低い傾向になっている。18歳からと言うと、まだ独立していない、家を持っていない世代も多いことから、住宅の断熱化や省エネ化に取り組む段階ではないため、低くなるころはあると考える。但し、それ以外の項目についても若干低めなところがあり、この辺はまだ電気代を払ってないこと等が、意識として出ている可能性もあると考えている。この年代の方々が年齢を重ねたときに脱炭素の行動に繋がるように普及啓発を頑張っていきたい。

【委員】

滋賀県の30年目標として明確に50%削減という大きな目標を掲げていて、かつ地域課題の解決や地域の活性化も実現していく意欲的な目標だと思う。

企業の話聞いても、中小企業を含めて、気候変動対策を取引先から求められたり、農業者に対しても食品事業者もそういう働きをされていたりする。バリューチェーンの排出量を把握して削減しようと動いており、中小企業や農業者のところにも来ているのを理解している。

そういう意味で、この30年の目標をしっかりとこの意欲的な目標達成をしていくための道筋を県が示すことが非常に重要であり、是非、先ほど中間の見直しのところでまた検討されることを言っていたが、この30年の目標達成をするために、少しブレイクダウンした柱についての目標と、それを進捗管理するときの指標がこれでいいのか、是非中間の見直しのところで検討したらいいと思う。それまでに先生方の意見を聞いて検討するといいと思う。

例を言うと、住宅における省エネ再エネの導入は本当に重要であり、住宅は建ってしまうと、改めて省エネ対策することはコストがかかる。滋賀県の30年目標達成をするために、この住宅のところは一体どれぐらい排出を減らす必要があるのか、そのために新築の建物であればどれだけの太陽光発電システム等を補助して導入される必要があるのか、あるいは省エネ性能をあげた建築物住宅にする必要があるのか、恐らく30年目標として内

部では計算していると思うことから、目に見える形で出した方がいいと思う。それを見たときに、補助金が今の水準でいいのか、あるいは補助金の他に施策をどうするといいか見えてくると思う。

もう一つの例は、次世代自動車普及の目標についてであるが、普及啓発のところの補助件数、それから公共交通の学習会は重要であるが、30年までに次世代自動車を新車販売の7割にしていく施策がどう実現できるのか、これだけではない対策も場合によって必要であるか議論をする必要があるように思っている。柱ごとの目標であり明確ではないところを、できるだけ中間見直しまでに明確にさせていただき、中間見直しからではなく、中間の見直しまでに明確にさせていただきたい。

あるいは、どこを目指しているのか、30年目標にその分、柱が貢献するのかが少し分かり難いものになっているように思う。中間見直しまでに県の方で検討いただいて中間見直しの時には、改めてこの観点から議論ができるようにしていただけるといい。

【事務局】

令和7年度に中間見直しをするスケジュールとなっており、来年度から検討を始める必要がある。いただいた意見について継続して検討したい。

【委員】

審議会の各委員がいろいろ知見や意見を持っていると思われることから、是非早めに相談していただけるとありがたい。

(資料 3)「地球温暖化対策推進法に基づく促進区域に係る環境配慮基準の策定について」
に関して事務局より説明

【委員】

1点目として、改めて先行的にやっている良い事例を紹介いただきたい。1回目の審議会では米原市の事例があった。それぞれがどのような役割を担い、上手くいっているか紹介してほしい。

2点目として、促進区域に含めない区域として農地法の話があったが、昭和27年に制定された法律が令和の時代にそもそも合っているのか疑問。青色農地の転用については、国から市県へかなり権利移譲されているはずであるが、聞いていて消極的に感じた。耕作放棄地が増えていることから、それを放置するのではなく積極的に活用しなくてはならない。

【事務局】

1点目として、全国的にも促進区域をどうするか議論している最中で、具体的な事例を紹介できるほど出そろっていないのが現状。国に対しても全国知事会等を通して、促進区域に対するインセンティブをしっかりと出してほしい旨の意見を出している最中である。

2点目として、権限移譲で農業委員会へ移っていることは承知しているが、一定農水省から方向性が示されている以上、現状では農用地区域を促進区域に含めることを推奨するのは難しい。

今年度は基準の策定に集中させていただきたい。来年度以降は再エネを促進するうえで、促進区域の制度は重要になってくることから、どういう取組を進めていくのかを議論できたらいいと考えている。

なお、環境配慮基準については、今後の見直しの可能性も当然あると思っており、基準に関する考え方の大きな変化があれば適宜基準を見直していく。

【委員】

1点目は理解した。2点目は新しいよい社会を作っていく際に、農水省の方針があるのは分かるが、この時代に足りないことがあれば県として国へ基準を見直すよう働きかけるべきであり、これは意見として申し上げておきたい。

先ほど事務局から説明のあった促進区域で、どれほどソーラーパネルを増やすイメージを持っているか。

【事務局】

例えば米原は、脱炭素先行地域に繋がる話ではあるが、米原駅周辺の公的な施設の屋根の上や、事業所の工場の屋根等を使い、だいたい3,000kW程度の規模で想定されている。規模感については地域差もあり、どのようなインセンティブが存在するかにもよるが、今後いろんなパターンが出てくると思われる。

【委員】

最終的にどのような形になるかイメージができない中で、議論して絵にかいた餅になっては意味がないことから、是非ともそのインセンティブのこと、あるいは今後太陽光のパネルが安価で効率の良いものが出てくるような技術的なブレークスルーが起こったときには一気に進んだりもする可能性もあると思う。計画を作ることが目的になりつつあるような気がしており、最終的にアウトプットが大事と思うことから、是非そのような議論をしていただきたい。

【委員】

意見を聞いていて、国としてどのような促進区域を活用して再生可能エネルギーを導入すると地域、市町にプラスとなるか、インセンティブも含めて検討が必要と思った。

スライドの7枚目のところで、農用地区域を促進区域から除外することについて事務局から説明があったが、これは県の農政部局と議論したということであるが、市町から強い意見がでてきている状況と思う。

農地法の中の農用地について、原則、農転ができないことになっているが、この促進区域との関係では農水省が個別に問い合わせのあった県に対して回答してるところでも、原則その通りであり、促進区域の対象にしないという形で解釈を示していると思う。

但し、農地として一定の条件を満たしているものについては、別の区域指定を市町がすることもできる。その場合には促進区域に含めることができなくなる事を示している。

必ずしも区域に含めないだけの解釈を農水省が取っていないのではないかとと思われるため、県の方で確認いただきたい。

稲作と共用共同で進められる形での営農ソーラーも進んできていると理解しており、脱炭素先行地域で千葉県匝瑳市が稲作と共存できるソーラーシェアリングを検討していると耳にしている。

農用地区域については原則として区域に含めないという点については良いと思うが、農業と共存し農業者の利益になるような農用地の利用もあると思う。

一定の市町に裁量がある形の但し書きを付ける等、検討いただいてもいいのではないかと思う。

【事務局】

県農政サイドとも農水省の意向や農用地区域から除外できることについての議論はしていたが、どこまで書けるかはわからない。

環境配慮基準は状況の変化に応じて随時見直していくことになることから、今後も必要に応じて議論させてもらいたいと思う。

【委員】

促進区域についての基準をとりあえず作っておいて、まだ見直しが可能というふうに聞こえた。例えば、今回、農用地区に関しては、促進区域に含めたと仮に基準を決めたとしても、今後またそれを何らかの条件がクリアされれば、見直し、もしくは農用地区域であっても促進区域に入れていく可能性があるかもしれない、と理解していいか。

【事務局】

はい。農水省の考え方がどう変わるかが大きな一つのポイントになると思っている。

【委員】

農水省がとても農地を大切に、それを何とか守らないといけないって思っておられるのは、まさに当然のこと。しかし、エネルギーの問題もあり、食料の自給率を考えても、これからはエネルギーと食料が同時にできる営農というのは不可欠なものであるというふうに私どもも考えている。ぜひ滋賀県としても意見を国の方にも上げていただきたい。色々な自治体が意見を出せば、国も変わっていただけていいのではないかと期待をしたい。私どもは地道にできることから、やっていきたい。

ぜひ市町に一定の裁量を持たすことが可能となる方向になればいいと思う。

【委員】

地域住民の意見が通りやすい仕組みづくりが大切。実施されたら地域住民から意見がでてくる。最初から窓口を設けておくことが、風通しのよい仕組みづくりになると思った。

【事務局】

環境配慮基準については、12月中には審議会からの答申という形で、秋山会長に代表いただいて、県に報告してもらうことになっている。ご承知の方よろしく願います。

【会長】

審議会として答申を出すということで、意見をなるべく反映させていきたいと思っている。この時間内に発言できなかったことはメールいただきたい。

反映の内容についての事務局との調整について、私に一任していただくことで、よろしいか伺いたい。

【各委員】

承知した。

【会長】

審議会として、一任いただけたことから、後は私の方で事務局と調整して纏めたい。

以上